

土地の利用履歴等調査における過去の履歴について

一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更時の調査においては、有害物質の使用等の可能性があるかどうかを調べるため、土地の利用履歴調査を行うが、どこまで遡ればよいか。

[案]

土地の利用履歴は、原則として、概ね昭和35年頃まで（この時期までに農用地が出現した場合はそこまで）遡ることとするが、これより以前にも管理有害物質を使用したという形跡が認められる場合にはさらに遡ることとする。

理由： 住宅地図は地域により異なるが、昭和35年頃よりあり、工場の存在は把握可能。聞き取り調査等により、業種が分かれば対象物質をある程度絞って調査できる。昭和30年代は高度経済成長が始まった時期でもあり、ここまで遡って調査することが妥当。
農用地に出てきた時点まで遡るとするのは、工場・事業場が農用地になることはまれであるためである。
また、土壌汚染は年月を経過しても残るものであり、昭和35年以前に管理有害物質を使用したという形跡が認められればさらに遡ることが妥当。

他事例

《東京都》
運用マニュアルでは、どこまで遡るかは明記なし。東京都にヒアリングした結果では、少なくとも昭和30年頃まで遡るとのこと。その理由は、高度経済成長の始まりの頃で、有害物質の使用が一般的になった時代のため。

《埼玉県》
原則として、履歴に農用地が出てくるまで遡る。その理由は、工場・事業場が農用地になることはまれであること。また、農用地での有害物質による汚染は埋設農薬以外は考えられないため。

土壌汚染状況調査におけるダイオキシンの調査方法について

土壌汚染状況調査の方法は、特定有害物質については、土壌汚染対策法に準じているが、ダイオキシン類については、土壌汚染の存在するおそれの把握の考え方が異なっており、この方法で妥当かどうか。

[案]

汚染土壌が存在するおそれに応じて分類する区分の方法

汚染土壌が存在するおそれがあると認められる土地

- ・ダイオキシン特定施設等（処理施設や配管含む）とダイオキシン施設等から5mまでの土地（ただし、の土地を除く。）
- ・ダイオキシン特定施設ではないが発生した可能性のある施設とその施設から5mまでの土地
- ・その他、適切な簡易分析法により、汚染土壌が存在するおそれがあると絞り込んだ土地

汚染土壌が存在するおそれが少ないと認められる土地

- ・及びを除いた土地

汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地

- ・ダイオキシン特定施設の供用開始時からアスファルトやコンクリート等で被覆されている土地
- ・ダイオキシン特定施設の供用開始時から建っている建物及び工作物のある土地及び仕切られている土地

条例施行規則の内容

試料採取の方法等

汚染土壌が存在するおそれがあると認められる30m区画において、試料採取を5地点混合で行い測定する。

の調査の結果、指定基準に適合しない場合は、30m区画内の全ての単位区画（10m区画）において、試料採取を5地点混合方式で行い測定する。この結果、指定基準に適合しなかった区画は、汚染状態にある土地として管理区域に指定する。

の調査により、指定基準に適合しない区画があった場合は、それに接する単位区画においても、と同じ方法で試料採取を行い測定する（隣接する区画が汚染土壌が存在するおそれがないと認められる土地に区分されている場合、調査は不要）。

ダイオキシン類調査における簡易測定方法の利用について

ダイオキシン類の公定法は、費用がかかり時間も要するため、簡易分析法を導入したいが、導入の方法として妥当か。

[案]

簡易分析法を使用する場合

ダイオキシン類の発生等の可能性が認められたが、その場所が特定できないことから汚染のおそれがある土地の範囲を絞り込む必要がある場合などに、今後の簡易分析の技術開発の動向も踏まえながら、適切な簡易分析法を使用してもよいこととする。
なお、簡易分析を使用する場合には、個々の事例に応じ公定法と簡易分析法により併行して測定すること等により、簡易分析法の使用の可否を判断することとします。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について（通知）（平成14年7月 環境省）

（抜粋）汚染範囲の確定のための詳細調査範囲を絞り込む場合においては、簡易な測定法を用いることは差し支えない。

底質の処理・処分等に関する指針について（通知）（平成14年8月 環境省）

（抜粋）監視のために簡易分析法を用いようとする場合には、一般調査において当該簡易分析方法及び公定法により併行して測定すること等により、当該簡易分析法の使用の可否を確認するものとする。